

## 平成 24 年度第 12 回児童福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 平成 25 年 3 月 28 日（木）13:30～15:00
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 中会議室・大会議室
- 3 出席委員 長内幸雄委員、鳴海明敏委員、佐藤秀樹委員、宮崎秀一委員、  
木村聖一委員、松浦健悦委員、森理恵委員、  
高橋多恵子臨時委員、小笠原梓臨時委員
- 4 欠席委員 石橋修臨時委員
- 5 事務局出席者 青森市長 鹿内博  
健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、  
子どもしあわせ課課長 舘山新、子どもしあわせ課副参事 奥崎和彦、  
子どもしあわせ課主幹 西澤 哲司、子どもしあわせ課主査 坂本亮、  
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6 その他出席者 青森市子ども委員 14 名、子ども委員サポーター 3 名
- 7 会議内容

### 【通常開催】

- 1 開会
- 2 児童福祉専門分科会委員紹介
- 3 事務局職員紹介
- 4 組織会
  - （1）会長の選出
  - （2）会長職務代理者の指名
- 5 案件
  - （1）青森市子どもの権利条例の制定について
- 6 その他

### 【子ども委員会議との合同会議】

- 7 市長あいさつ
- 8 市長及び子ども委員を交えてのフリートーク
- 9 閉会

### ○事務局

はじめに、会長の選出ですが、今回の会議は皆様が新たな委員として初めての会議となりますことから、ここで新たな会長の選出が必要になり、選出にあたっては、青森健康福祉審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。ここから会長が選出されるまでの進行につきましては、大変恐縮ではございますが、前会長に仮議長といたしまして、会議の進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

### ○委員

それでは、仮議長としてよろしくお願いいたします。

さっそく児童福祉専門分科会の会長の選出を行いたいと思います。まず、どなたかから自薦他薦がございましたら、お願いいたします。

○委員

私は子どもの権利条例のたたき台を作るときに臨時委員として参加させていただいたんですけれども、そのときのお仕事ぶりとかいろいろなことから言って、前会長が引き続き会長を務めていただければ分科会としていいのではないかと考えております

○委員

私もそれで適任だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員

他薦ほかにございませんか。

それでは、私ということで推薦がありました、委員の皆様から御異議はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○委員

それではお引き受けさせていただきますので、おそらく最後になるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、青森市健康福祉審議会条例第6条第1項及び同規則第3条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、引き続き会議の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、引き続き、任期は2年でしょうか。3年でしたか。皆様方の御協力を得て進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次第に従いまして、次は会長職務代理者の指名ということになります。会長に事故があるとき、あるいは欠けたときに代理するという、審議会条例の第7条第4項という規定によって会長が指名するということになっております。それでは、私のほうから指名させていただきます。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○会長

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、これで組織会は終わりました、引き続き、案件1件入っております。「青森市子どもの権利条例の制定について」ということで、皆様既に御承知のことと思いますが、昨年12月議会で成立しました、権利条例について、事務局のほうからまず御説明をお願いしたいと思います。

○事務局

ただいま、会長のほうからもお話がありましたけれども、昨年の第4回市議会定例会におきまして、子どもの権利条例が全会一致で可決され、制定されております。資料2の1ページを

開いてください。

目次ということで、条例の作りが記載されております。これのうち、1章から3章まで、及び5章につきましては12月25日から施行となっております。第4章の子どもの権利救済の部分については、準備の関係もございますので、4月1日からの施行ということになっております。

もう1度、資料1をご覧ください。

資料1ですけれども、3つの資料がございます。市内の小中高校生、全児童生徒に配布したものとっております。1番上にあるものが小学校1年生から4年生までの、いわゆる低学年を対象に配ったリーフレットです。2番目にあるのが小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒にお配りしたリーフレット、3番目にあるのが高校生に配ったリーフレットになります。こちらにつきましては、既に2月中に児童生徒にお配りしております。このリーフレットを使った啓発活動につきましては、3月1日の小中学校長会に我がほうでおじゃまさせていただいて、ぜひご活用してくださいということをお願いしております。

続きまして、資料2をご覧ください。

資料2につきましては、これまで子どもの権利条例を簡単にまとめたものをお渡ししておりましたが、きちんとした条文解説というかたちのものは、これまで皆様のほうにお示しはしておりませんでした。今回、権利条例を策定する際に御協力いただいた児童福祉専門分科会の、いわゆる権利条例起草委員の皆様とさまざまやり取りをさせていただいて、また、既に先進市としている札幌市等の解説書を参考にしながら、青森市版として子どもの権利条例の逐条解説ということで作ったものでございます。こちらにつきましては、できたてほやほやなものですので、今後、関係機関等に配布をして、更なる周知を図っていきたいと考えております。また、この条文解説の作成にあたりましては、児童福祉専門分科会の起草委員の方々に、忙しい中御協力いただきましたことにつきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3は、子どもの権利条例第4章にかかる子どもの救済機関の制度の内容を記載しております。まず、場所につきましては、青森市総合福祉センター、中央3丁目16番1号ということで、県のアピオの隣の施設の2階となります。こちらの施設の中には、市の保育機関であります子ども支援センターが入っておりますし、また、同じ並びに児童室、中央地区を束ねている児童センターが入っておりますので、子どもたちも比較的スムーズに入っていくやすい場所なのかなということで、こちらに開設することにいたしました。

相談機関の名称につきましては、青森市子どもの権利相談センターというかたちで、看板を掲げていきたいと考えております。なお、どうしても堅いイメージがございますので、来年度の子ども会議や、広報あおもりで公募をかけて愛称的なものを募集するというのも考えております。

相談の受付時間ですけれども、月曜日から金曜日までの平日になりますが、午前10時から午後6時までということで開設したいと考えております。

相談する方法としては、直接窓口に行く方法とか、電話、電話はフリーダイヤルで0120-370-642ということで、語呂合わせで「みんなをむすぶ」というかたちでの電話番号としております。あと、ファックス、メール、あと、子どもたちがどうしても自分で相談するのが気が引けるとい場合は、電話で連絡をいただいた際には、こちらから出向いて行って、子どもが指定する場所に行ってお話を伺うということも想定しております。

その相談対応ですけれども、子どもの権利擁護委員3名、弁護士の先生、大学の先生、臨床心理士の3名で構成させていただきます。調査相談専門員3名は、今週の月曜日から募集を開始しております。この募集内容としましては、子どもの立場を最優先に考え、子どもの声をき

ちんと受け止めることができる人、子どもの権利保障の推進に関し熱意があると認められること、大学などで教育、児童福祉、心理など子どもの成長発達に関わることを学ぶとともに、子どもに関わる活動経験がある人、というかたちで募集をかけさせていただいております。現時点では、2名のかたから問い合わせがある状況でございます。以上が資料3の説明となります。

続いて資料4をご覧ください。

資料4は子ども委員の募集についてです。

今年度も市内の小中高生31名の御協力をいただき、子どもの立場からの子どもの権利条例の策定作業に携わっていただきました。子どもの権利条例の中でも、子どもの立場をきちんと踏まえてという部分が強調されておりますので、子どもの立場を聞いていくということで、子ども委員を募集することとしております。内容としては、記載のとおりとなっておりますが、まだ募集中です。現時点では、現在の子どもの委員会議で活動をしている子どもたちの中に、継続して来年度もやりたいという子が3人いらっしゃいます。あと、サポーターのかたも1人継続したいというお返事をいただいております。これにつきましては、確定し次第、次回の児童福祉専門分科会等でお知らせしてまいりたいと考えております。

今後、子どもしあわせ課といたしましては、特に義務教育の部分が非常に大きく占めていくと思いますので、教育委員会と連携を図りながら、子どもの権利の普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

#### ○会長

事務局から資料の御説明をいただきましたが、資料1がパンフレット3種類、資料2が条文解説、資料3が子どもの権利擁護委員制度の内容、そして子ども会議の募集、併せて子どもサポーターの募集ということでしたが、まず何か委員の皆様、御質問ありましたらお願いします。小中学校はもう既に配布済みということでしょうか。

#### ○事務局

はい、2月の下旬に配布済みです。

#### ○委員

これ、できたものを持ってきましたか。3月1日に校長会で説明があつて、活用してくださいということだったんですけれども、後ろのほうが早い時期にスタートしますということで、まだ来ていないわけですよ。なので、学校によっては、まだ配っていないところがあると思いますよ。

#### ○事務局

配布するときに説明不足があつたかもしれないんですけれども、第4章の部分についてはまだ固まってはおりませんが、まずは第1弾ということでこちらのほうを配布していただきたいということで説明しております。子どもの権利救済機関につきましては、4月1日以降、活動していくわけですが、こちらについては、改めて子どもの権利擁護委員の電話番号等を書いたカードと救済機関を説明したリーフレットを、市内の小中高校の児童生徒さんのほうに配布する予定としております。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

わかりました。

○会長

権利擁護委員システムの部分がまだ施行前ということで、暫定的な対応になっています。

○委員

今、調査相談専門員が募集したということで2名がアクセスしてきているということでしたね。子どもの権利擁護委員の規則そのものが4月1日からということで、権利擁護委員の委嘱も4月1日からということでよろしかったでしょうか。

○事務局

子どもの権利擁護委員につきましても4月1日に委嘱をして活動していただくこととしております。

今のに補足して御説明いたしますけれども、子どもの権利擁護委員3名につきましても、1名のかたが沼田法律事務所の弁護士でいらっしゃいます沼田徹先生、もう1名のかたが大学教授ということで、弘前大学教育学部准教授であります小林央美先生、3人目といたしまして、臨床心理士ということで、県の臨床心理士会の会長を務めております関谷道夫先生の3名にお願いをして進めていくこととしております。

○会長

その3名のかたが内定しているということで。

市内の高校生は3つ目のパンフレットが高校生向けということで、大人と同じものということでもよろしいですか。これは、特に学校を通じて配布ということではないのでしょうか。

○事務局

いえ、高校も学校をこちらで訪問しまして、趣旨を御説明したうえでホームルームの際に一言お話いただいたうえで、リーフレットを配っていただければということでお願いしております。

○委員

約10年くらいかけてこういう子どもの権利条例というものを作ることができて、このようなリーフレットまで作ることができたというのが、すごく感慨深いというか、10年間という月日があったので、すごくうれしい気持ちでいっぱいです。こういうふうに擁護委員とかもできるということが当時はわからなかったもので、子どもの権利条例プラスこういう制度ができることになって、すごくうれしいです。

○会長

中学校のときからの参加ですもんね。私がちょっと調べてみましたら、こういう総合条例とかたちでの自治体の条例では、おそらくですが30番目くらいじゃないかなと思います。続々と今検討中、準備中というところもあるようですが、ホームページとかで見えていきましたらですね、30番目くらいじゃないかなと。子どもに関する条例では100を超えるようですけども、例えばいじめに特化したのか、子育てに特化したものとかはたくさんあるようですけども、総合条例としては、まだ30前後ということですよ。隣の函館市も準備を始めたということですよ。

○委員

第10条のところに青森市子どもの権利の日を設けましたよね。ここの、これにふさわしい活動については、新しい子ども委員のかたたちと、この専門分科会でこの行動や活動を考えていくということで理解してよろしかったでしょうか。

○事務局

はい。

○委員

児童の権利条約を侵害していたような全国的な事例集みたいなのは、何かあるのでしょうか。こういうことがありましたとか、解決までいかななくても、何かキャッチしておりますか。

○会長

そうですね、条例も自治体によってさまざまだと思うんですが、基本的には本市であれば、子どもにとって大切な権利のカタログをきちんと示していると。擁護委員のシステム、救済あるいは権利回復というものを置いて、初めてこの条例の実効性が伴うということだと思います。ただ、事例として裁判とかと性格が違うもので、それを記録として残しているのは、必ずしもないのかなど。個人情報等々の関係で。

○委員

はい、わかりました。ただ、私が今発言した趣旨というか、目的はですね、条例をこういうふうに噛み砕いてやっていますけれどもね、もっと具体的にどういうことでこういうことがあったというようなことがですね、これまでのものを見るとあまりないんですけどもね、多少はあるんですね。例えばね、具体的に言ったほうがいいと思うのですが、修学旅行に行く児童生徒の持ち物を検査するとかですね、特に女子の着るもの、身に付けるものまで先生が見るとかね、ちょっと逸脱しているのではないかと、侵害しているのではないかとということとかですね、そういった事例があればより具体的にイメージできると思うんですね。これを見た人もですね、確かにああそうだなと抽象的には頷けるんですが、これからはですね、具体的であったほうがいいのではないかとということで申し上げました。

○会長

おっしゃるとおり、具体的な権利条約の段階から、20年前からいろんなケースがあったわけですし、例えば家庭内でも子どもの日記を親が見ていいのかとかですね、さまざま事例はあったと思うんです。実際のものから仮想のものも含めて、いろんな解説書が出ていたかとは思いますが。自治体で条例の中で適用しているというのは、私自身は把握しておりませんが、何か今後どうなっていくのかということで言うと、何かありますか。

○委員

子どもの権利の侵害に関してお聞きしたいのは、条例を適用してというような事例はわからないんですが、今後は子どもの権利擁護委員制度もありますので、それにまず乗っかっていく、それで解決できない問題というのは、やはり司法でということになるのでしょうか。直接的に条例違反だということで何か判断が出るということではないんでしょうけれども、この条例の趣旨というものを参考にしてという使い方になるのかなと思います。

○会長

最終的には、このイメージ図というのがありますけれども、こここのところでいろんなかたちで解決にもっていくと、その過程では、白黒つけるという紛争解決的なものよりは、関係者の調整に入っていくというのが、この擁護委員の役割という位置付けになっているものと思います。したがって、それは、ここのケースについて、これは個別の記録として残すというようなことは馴染まないのかなど、イメージとしてはそう感じておりました。

普及啓発のパンフレット類でやっていくという部分はあるかと思います。今後ともまたそのへんも含めて分科会で検討していければと思います。

○事務局

それでは、向かい側の大会議室のほうで引き続き行いますので、ちょっと時間が過ぎておりますので、すぐ開始いたしますので、皆様よろしくお願いたします。

(大会議室へ移動)

○事務局

それでは、児童福祉専門分科会と子ども委員会議との合同会議を始めさせていただきます。初めに、市長から一言ごあいさつを申し上げます。

○市長

皆さんこんにちは。

ようやく青森にも暖かい希望に満ち溢れた春が訪れました。

こうしてまた、みなさんと元気にお会いできて、本当にうれしく思います。

昨年4月以降、皆さんに何度も熱心に議論していただきました青森市子どもの権利条例につきましては、おかげさまをもちまして、昨年12月に開催された青森市議会において、すべての議員の賛成により可決されました。

この場をお借りして、児童福祉専門分科会の皆様と子ども委員の皆さんには、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

このたびの条例づくりの過程において、子ども委員の皆さんと児童福祉専門分科会の皆さんの話し合いが白熱したり、子ども委員の理路整然とした大人顔負けの意見などがあつたと伺っております。

子どもと大人が、同じ話し合いの土俵に立ち、意見を交わすことは、まさしく、ともに育ち合い、学び合う関係を大切にするというこの条例の理念が条例制定過程において実現したものであり、すばらしいことであります。

また、この条例の第4章では、いじめや虐待、体罰など、子どもの権利が侵害され悩み苦しんでいる子どもたちを救済する「子どもの権利擁護委員」を設置することとしたところであります。

この相談機関につきましては、名称を「青森市子どもの権利相談センター」としまして、5月上旬に総合福祉センターの2階に設置することとしております。

それから、子どもの権利擁護委員のかたを3名、そして調査相談専門員をそれぞれ新年度からスタートいたします。

ある面では、皆さんにお作りいただいた条例、その条例に基づいて市としてセンターを開設し、そしてまた擁護委員を委嘱し、また、相談員のかたも設置するということで、体制、かたちは整いました。今度はその条例を本当に育てていかなければいけません。子どもたちが条例

にあるように、子どもたちの権利が守られ、育てられ、そしてまた、さらに高められていくように、そして、子どもがしあわせになることは、すべての市民がしあわせになることだということをお願いしました。子どもの権利条例は、子どもだけの権利条例なのではなくて、すべての市民にとっての権利条例に私は育ててほしいなど、そういう気持ちで子ども委員の皆さんに、そしてサポーターの皆さんに、そして分科会の委員の皆さんにも改めてまた、権利条例について、そして権利条例のみならず、青森市のまちづくりのさまざまな、教育であったり福祉であったり、さまざまな分野で皆様のお力を発揮していただければありがたいと思います。

本当に子どもの権利条例、ありがとうございました。これからまた、条例の中にもあるように、子ども会議もスタートさせます。また皆さんからお力いただければありがたいと思います。本当にありがとうございました。

#### ○事務局

ありがとうございました。

#### ○会長

子ども委員の皆さん、こんにちは。お久しぶりでした。春休み、どうでしょうか。のんびりしているのか、それとも年度末で忙しい、進学する子もいると思います。今ですね、市長さんからお話があったように、条例できました。できましたけど、それは絵に描いた餅にしちゃいけないよとよく言いますね。その絵はとてもすばらしいものと思います。読んでもらったとおり、前文なんかは、これは青森市にしかない前文ですよ。それを皆さんと、それから大人の私たちと一緒に育てていくという時期にきました。スタートしました。ぜひ一緒にいいものにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、大人の委員のほうもですね、交代がありましたので、新しく委員になられたかたに簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

#### ○委員

3年前まで青森大学で児童の権利とか福祉論をやっておりました。それから、その昔は県庁で児童相談所というところで、子どもさんがたと関わってまいりました。児童相談所も児童の権利、あるいはしあわせを願う場所でした。その続きで私は一般の市民の中から選ばれて、去年の秋から新しく加わりました。どうぞよろしくお願いします。

#### ○委員

こんにちは。昨年度まで県のスポーツ健康課におりまして、皆さんの体力、健康を担当しておりました。私も昨年10月から新しくなりましたので、皆さんとこれからよろしく願いいたします。

#### ○委員

青森市で弁護士をしております。よろしく申し上げます。

#### ○会長

ありがとうございました。あとの委員の皆さんは1回会ってると思うんですが、あとで発言していただくときにまた、紹介を加えていただければと思います。

それではここからは、市長さん、今日、お見えですので、市長さん、それから子ども委員の皆さん、そして私たちと一緒に、自由にですね、誕生したばかりのこの条例をめぐる、フリ

ートークというかたちで話を進めていきたいと思います。

はじめにですね、予告されていたとは思いますが、子ども委員の皆さんのほうから、一言ずつ感想とか意見とかですね、いただきたいと思います。これまで頑張ってきた活動を振り返ってですね、苦勞したところとか、今後の抱負といいますか、Aグループのほうから順番に発表していただきたいと思います。学校名と学年は、現在のでもいいかな、4月からのものを含めてでもいいですが、述べたうえでお願いいたします。それからサポーターのかたも所属と氏名と述べたうえで一言ずつお願いいたします。

#### ○子ども委員

先日、小学校を卒業しました。僕はこの子ども委員会議は初めてだったんですけど、興味があって入ったら、この条例などはまったくわかんなかったんですけど、いじめられている人とか、そういう人が今回の条例で少しでも楽になったらいいと思います。今回はありがとうございます。

#### ○子ども委員

中学校で2年から3年に進級します。この会議は初めてだったんですが、条例が決めることができ非常に貴重な経験になりました。ありがとうございます。

#### ○子ども委員

来年度から高校1年になります。子ども委員会議に参加したのが初めてだったので、どういう感じなんだろうと最初慣れないことばかりだったんですけども、ちょっとずつ回を重ねるごとに、仕事の大切さというのがわかってきて、こうやって権利条例を完成させて、皆さんのためになればいいなと今は思っています。今回は参加させていただきありがとうございます。

#### ○子ども委員

高校で新2年生になります。中学2年生から参加させていただいている子ども委員会議なのですが、いつもよりも参加回数が少なく、ちょっと条例を作るにあたって、なかなか参加できないこともあったので、ちょっと残念なところもあったんですが、このように完成できて本当によかったなと思います。来年度もこのまま継続して続けていきたいと思っているので、この条例が青森市の皆さんにもっともっと広まるようになればいいなと思います。私も頑張ります。ありがとうございます。

#### ○子ども委員

中学校2年です。今年度、初めて参加したんですけども、子どもだから何ができるのかというのを、もう1度改めて振り返ることができたので、よかったと思います。本当にありがとうございました。

#### ○子ども委員

高校の新2年生です。私は参加するのが中学校2年生から参加していたので、今年で3年目になったんですけども、1年目に子ども宣言文というものを作ったときは、子どもの権利について考え始めたばかりだったので、あまり自分の意見とかを積極的に言えなかったんですけども、今回、条例を作るにあたっては、自分の意見をいろんなところに反映させることができたので、すごい良いものが作れたなと思っています。これからは、市民の皆さんに広まっ

ていくことが大切だと思うので、私も来年も頑張っていきたいなと思っております。ありがとうございました。

#### ○サポーター

4月から大学院に進学することになりました。今年1年サポーターとして何回か参加させていただいたんですけども、さきほど市長さんからもお話があったとおり、ここにいる子ども委員の皆さんは、権利の生みの親ということで、そのことについてはすごく自信を持って胸を張って、お友達とかお母さんお父さんとかに広めてもらえたらなと思います。私のほうも今回、専門が法律をやっていたので、制定する過程というのを見てきたんですけども、それなりに皆さん議論とかもされていて、どうすれば子どもたちのために、子どもたちが住みやすくなるためにどうすればいいのか、というものを考えていたので、私もすごく勉強になりました。とても貴重な経験をさせていただいてどうもありがとうございました。

#### ○サポーター

子ども委員OBで、今現在、りんご農家をやっています。この条例ですが、条約とはもうそろそろ9年くらいの付き合いになるのかな、最初の最初からではないですけども、参加させてもらって、今こうやって条例になったのを見て、すごく感慨深いんですが、ここまできたなという感じがして、すごく感動しています。自分が小さかった頃はよくチビチビっていじめられていたりしていたので、こういうのができれば自分もこうやっていじめられなかったかなと思う部分もあるので、これから広まっていって、いじめられる人ができるだけ少なくなって、安心して暮らせるようになってくれればいいなと思います。あと、今の子ども委員の人たちになんですけど、ここにいる人たちはみんな違う学校から集まっているじゃないですか。この出会いというものを大事にしてもらいたいなと。以上です。

#### ○サポーター

短期大学2年生です。この会議に参加させていただいたきっかけとしては、青森市のホームページのほうで昨年2月にまとめられた子どもの権利意向調査を、すごい幅広い層にアンケートしていたのを見て、興味を持って参加させていただいているんですけども、この条例が今できて、アンケートにあった子どもたちの声といいますか、保護者のかたの意見もあって、そのような声を聞いて、これからこの子どもの権利条例がどのように捉えられていくか、どのような反応があるのかというのが、これから分かってくると思うので、その時にまたその声を聞いて、どうしていくかということがまたあると思うので、そこでまた頑張っていきたいなと思っています、よろしくお願いします。

#### ○子ども委員

中学校で4月から中3になります。子ども委員会議には初めて参加したんですが、最初はどんなことをやっているのか全然わからなかったんですが、皆さん、議論を活発にやっていて、真剣にやっているんだなあという気持ちになりました。今までは子どもに権利があるということも考えたことがなかったんですが、この委員になってみて、考えるきっかけになったので、すごくいい経験になりました。ありがとうございました。

#### ○子ども委員

中学校で今年から3年生になります。子どもの条例を完成させるメンバーに加われたことが光栄です。また、普通に暮らしていると考えたことのない子どもの権利を、深く考えさせてく

れたので、とてもいい機会を与えられたと思います。ありがとうございました。

○子ども委員

4月から中学校1年生になります。この子どもの権利を作って、青森市が虐待とかいじめとかのない市になってほしいです。これからとしては、青森市だけじゃなくて、県とかほかの県にこのような条例が伝わればいいなと思います。ありがとうございました。

○子ども委員

4月から高校に進学します。この子ども委員に参加したのは、別にやる気があったとかではなく、人が少ないからやらないかと言われて、誘われてやったんですけれども、参加していく中で、日常やいろいろなことに気付けるようになって、学校にゴミがいっぱい落ちてるとか、ここ危ないんじゃないかとか、そういうさまざまなことにも気付けるようにもなったし、たくさんの方々と意見を交わしたり、自分の経験をより高める場になったと思うので、来年は自ら立候補してまたやりたいなと思います。貴重な経験をさせてくれてありがとうございました。

○子ども委員

4月から高校に入学します。僕は中学校1年生のときからやらせていただいて、1年生のときは宣言文を作って、今年は条例を作ってうれしく思います。けど、これから育てていくということで、継続して普及啓発活動やそういう活動を一生懸命やっていきたいと思います。今回はありがとうございました。

○子ども委員

4月から中学校3年生になります。私は今回が参加するのが初めてだったんですけれども、最初は子どもの権利が本当になんとか分からなくて、権利があることさえも知らなかったもので、今回、この子ども委員に参加させてもらって、とてもすごく勉強になりました。条例が立ち上がった瞬間に立ち会えたことがうれしいと思います。これからは、権利について知ることができたので、その権利を守るために自分にできることをしていきたいと思っています。貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

○子ども委員

中学校1年から2年になります。子ども委員会は初めてでしたが、私たちの意見が条例に反映されることがとてもうれしかったです。これからはもっと市民のみんなにこの条例を知ってもらえるように活動をしていきたいなと思います。ありがとうございました。

○子ども委員

小学校を卒業しました。この間40周年記念があって、そのときに市長さんが来ていただいたので、ありがとうございました。僕は弁護士を目指していて、こういうのに興味があったので参加してみました。すごいいい経験になったと思います。できれば来年度も参加したいです。僕は個人的に市長さんが好きなので、次の選挙も頑張ってください。いい経験をさせてくれてありがとうございました。

○会長

皆さんありがとうございました。今日、残念ながら欠席した委員の仲間もいるんだと思いま

すが、来年度もという心強い宣言も、決意も聞くことができ大変うれしいです。市政だよりですね、25人募集ということになっています。仕方なくっていうのではなく、意欲ある仲間を皆さんがリクルーターになってですね、一緒にまた子ども委員、子ども会議のメンバーを作っていくってほしいなと思います。

それではですね、次に大人委員のほうからもこれまで条例に、さっき誰か言ったようにですね、発端から言うと6年も7年もなんだそうです、関わってきた委員の皆さんもいらっしゃいます。まずですね、前期の委員を務められたお二人のかたからお話をいただきたいと思います。お願いいたします。

#### ○前委員

みなさんこんにちは。お久しぶりでございます。私はこのことと出会ったのは、青森市子ども総合計画というのを策定したときに、その大きな柱に子どもにとっての最善の利益というのを挙げたんですね。そのことから、ずっと子どもにとっての最善の利益とは何かって追求をしてきて、そして実を結んだのがこの子どもの権利条例であるということを思うと、非常にうれしく思うのです。それはどういうことかと言うと、さっき市長さんがお話ししたように、子どもにとってのしあわせが大人のしあわせ、子どもにとっての権利条例は、大人にとっての権利条例なんだ、ここまでたどり着くのに実は多くの方たちと、いろんなさっき皆さんお話をくださったように、いろんな話し合いをしてきました。その話し合いとは何かと言ったら、大人の人みんな知っていたわけじゃないんですね。このことがあったものだから、大人の人も子どもに、子どもの権利って何？それは自分にとっての権利だよというようなこととかをですね、みんな気づき始めたんです。なので、この条文を策定するときに、本当に皆さん一言一言にこだわりましたよね。この言葉でいいのか、とかですね。極端に言うと、助詞ひとつでもこだわって話し合いました。どうしてかって言うと、実際自分たちがその立場に置かれたとき、この言葉で役に立つだろうか、いいんだろうかと真剣に考えたんですね。それで今の条文を策定しました。完璧ではないかもしれませんが、使っていくうちに、また手直しをしなくてはいけないだろうし、そうあってほしいと思うのですけれど、とりあえず先ほど来、皆さんのお話を聞いていてですね、涙がこぼれる思いだったのは、皆さんの成長を感じたからなんです。これから、その条文を使って、宮崎先生がおっしゃっていたリクルーターになってくださいということなんですけれど、それを広めていく力になっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ○前委員

よろしくお願いいたします。私は前任者のかたが退任されて、途中から参加したものですから、1年生のようになかなか馴染めなくて、入っていくのに随分時間がかかって、本当に委員の皆さんにはご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。おかげさまで、子どもの権利条例の制定に立ち会うことができ、本当に感謝しております。これから皆さんが子ども条例をいっぱい広めて、子どもたちのために、また私たちのために頑張っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### ○会長

それでは、現委員に臨時委員のかたがおふたり、それから現委員が私を入れて7人、順番にまた一言ずつ申し上げます。

#### ○委員

3月に大学を卒業しまして、4月からは高校のときからずっとお世話になっていた津軽塗り職

人さんがいらっしゃるんですけど、そのかたの元で本格的に弟子入りをして、津軽塗りを学んでいくという感じです。私は第1期生と言いますか、子ども委員会ができた当初からいたメンバーの1人なんですけれども、そのときは本当、右も左もわからなくて、子どもの目線で青森市をどうにかよくしていきたいと、思っていたんですけど、どうすればいいのかというところからスタートしたので、こういうふうには子どもの権利条例を完成するまでに携わってこれたことをうれしく思っています。今、子ども委員の皆さんのお話を聞いていたんですけど、1人ひとりとてもしっかりしていて、とても子どもとは思えないような感じだったので、きっとこの中にあるメンバー1人ひとりみんなが、青森市を引っ張っていくリーダーになっていくのではないかと考えていました。これからも何かしらのかたちで皆さんのサポートをしていきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

#### ○委員

今年度から臨時委員として務めさせていただいて、このように素敵な子どもの権利条例というものの完成に立ち会うことができ、本当に感慨深いというか、自分が子どもの権利条約と出会ったのはいつだったかなあと思い出すと、学生のと看で、10年以上前になって、そういうものがあるんだけど、でも、子どものことをどれだけの大人が、こういう権利があるっていうことを知っているんだろうということもあって、ぜひ自分もやってみたいなということで1年間過ごさせてもらいました。子ども委員の皆さんとも話をする機会があつて、こういう皆さんが大人になったときに、子どものことを大切に思ってくれるこの権利を知っている人っていうのがどんどん増えていくっていうのが、すごくうれしいなと思っています。これからは、子どもの権利条例というものを子どももちろんですけど、大人にもやっぱり広めていくということがとても大切かなと思っていますので、微力ですけども頑張っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

#### ○委員

皆さんこんにちは。私も前任者の後を引き継ぎまして、この委員になったんですが、子どもの権利条例制定に関わることができまして、大変うれしく思っています。というのも、私も皆さんと同じように小さい頃があつたわけで、親には子どもの権利はないんだ、みたいな感じで育った世代ですので、それじゃいけないということで、やっぱり子どもは子どもの権利がある、それをしっかりと主張しなきゃいけないし、守らなきゃいけないということも考えておりました。先日、各小中学校のほうに配ったパンフレットを見たと思います。うちの娘、中学校2年生ですが持ってきました。持ってきたのはいいんですけど、普通に居間にぽいっと置いておいて、「手紙きたよ。」、いや、そうじゃなくて、これはあなたたちが見るものなんだから、ちゃんと見なさいという話をしたんですが、皆さんはそういうことがないと思いますので、自分でしっかりと子どもの権利条例のパンフレットを活用いただくとともに、自分の親にしっかりと、「今度こういうのができたんだよ。」と、説明してあげてほしいなと思います。はじめ、普通の親はそういうのが市の広報紙に出ていても、見ていないのがほとんどだと思います。えっ？こんなのができたの？というのがほとんどだと思います。そういう親のためにも、いろんなかたちで普及啓発していかなくちゃいけないというのを十分感じ取っていますので、まずは子ども委員の皆さん、自分の親に説明してあげてください。そして次は学校でおそらくそういう授業があると思います。そのときは、僕が私が手掛けたものなんですと、私から少し説明させてくださいぐらいの意気込みで普及のほうしていただければと思います。私たちPTAのほうの活動としましても、今後ますますこの子どもの権利条例をPTA会員の皆さんにも広めていかなければならないものと考えておりますので、今年もいろいろ考えていかなければな、と思ってい

るところです。ありがとうございました。

#### ○委員

去年、条例制定に関連して臨時委員として一緒に入って活動して、今度、臨時ではなくて分科会委員として活動することになりましたけど、私はチャイルドラインという子どもからの電話を受ける活動をしていて、その活動をしているということで、この分科会の委員に推薦されたという経緯があります。チャイルドラインという電話を受ける活動も、子どもの権利条約の精神を大事にしている活動なので、この青森市の条例づくりに参加できて、チャイルドラインの活動と密接につながるので、とてもやりがいがあって皆さんと一緒に活動してきました。チャイルドラインという電話なので、いろんなこと何でも聞けるんですけども、実際、皆さんと困っている人の現場のところに行って、権利が侵害されているとか困っているとか、大変な思いをしている人の傍に行って、解決をするということはチャイルドラインはできないので、そこがネックだなあと感じていましたけれども、青森市の条例づくりに携わる中で、権利擁護委員とそのセンターが立ち上がって、実際の困ったことがあったら、どう解決をすればいいのか、一緒に考えて取り組むことができるということを作るといことも含んだ条例づくりに携わることができて、よかったなあと感じています。そして、最後にもうひとつ言いたいのは、子ども委員の皆さんも頑張りましたし、我々大人も随分頑張っているような意見を出して、子どもの意見と大人の意見が対立したりすることもあったりして、なんとかかたちになってきたんですけども、その間、ずっと私たちの議論を支えてくれた市役所の事務局の人たちの努力があったから、ここまでできたんだなあと、私は事務局の皆さんに感謝しております。どうもありがとうございました。

#### ○委員

保育園で園長をしています。子どもの権利条約に出会ったのが、昭和62年、今から26年前です。その当時、保育者をやっていて、ちっちゃな子どもたちと毎日遊んで、その子どもたちが小学校にあがって、3年生4年生くらいで、自分のことが嫌いになった、「オレ、スポーツだめなんだ。」「勉強だめなんだ。」という子どもたちがいて、何で？っていうのがきっかけでした。まだ、世界で子どもの権利条約ができる前です。それから、この子どもの権利条約、そして、それを読んでいくと、「権利」という言葉にぶち当たってしまいました。今、高校野球入ってますよね。高校野球で「バッター打ちました！ライトのほうに向かっています！ライト、ボールキャッチ！」、そのライト、ライツっていう言葉が権利、ごく当たり前に英語では右左の右っていう言葉がライツっていう語源、言葉になってる。でも、日本でいくと、明治になって翻訳された権利、権利の権の下に力という、権力というふうに読み取ってしまう大人がいっぱいいる。だから、子どもたちに当たり前のこと、ライツ、ごく当たり前のこと、ザッツライツ、それは正しいという、それがなかなか伝わっていかない、26年経って青森市によりやく、皆さんの力を借りて、子どもの権利条例が、去年の12月によりやくできました。そして、ここに資料として、「あなたに知ってほしい子どもの権利のこと」と書いています。私はある人からこう聞いたことがあります。「知ることは感じることの半分も価値はない。」知ってるだけ、僕、ここで分かってるよ、だけじゃなく、知ってることよりも、ここに書かれていることを感じる、その体温のようなもの、あったかいとか冷たいとか、うれしいとかさびしいとか、この知るの次に皆さんは、この子どもの権利を感じてくれる、同じ子どもたちに広めていただけることを願っています。本当に皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

### ○委員

弁護士です。私はまったく今回、このような会に出るのが初めてで、前任者からこの職を引き継いだということになりますので、条例の制定に関わっていないのがとても残念だし、皆さんには本当におつかれさまでしたと申し上げたいです。私自身は弁護士会という組織の中で、子どもの権利委員会というものがあるんですけども、そこで所属をしております、いろいろ活動しております。やはり、仕事柄、子どもと接する中で1番多いのが非行少年の付き添い人活動というもので、家庭裁判所のほうに送られてきました非行少年に関して、立ち直りの手伝いをするというようなことと、家庭内の紛争に巻き込まれてしまった子どもたちとかかわりが多いんですけども、やはりその中で1番感じるのは、非行少年もそうだし、家庭内の紛争に巻き込まれた子どもたちも、その子どもたちの権利がずっと蔑ろにされてきている、非行もその結果であると感じております。その子どもたちが幼い頃から、回りの大人が子どもの権利があるんだと、守らなければいけない権利があるんだということを知っていれば、あるいは折に触れ、そういう話をしていけばですね、そういう子どもたちが生まれることはないんだろうと思います。今回、この条例ができたということですね、そういう子どもたち、回りの大人たちに、もっと条例の趣旨が伝わっていけばいいなと思っておりますし、そのために、今後私も活動していきたいと思っております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

### ○委員

私は中学校におりますので、普段は中学生と一緒に活動しております。今日も部活動に出てきて、元気よくやっておりました。先日ですね、地域の幼稚園の卒園式に招かれていったんですよ。40人の子どもたちが卒園していきました。園長先生から卒園証書もらって、ずっと歩いて行って、自分の親にこうひとつずつ渡すんですね。ああいう姿を見てですね、親でもないのに泣いてしまいました。そういうときに、こういう子どもの権利条例を作っていただきまして、誠にありがとうございます。さきほど、皆様から市民の人たちにも広めていかなければならないというお話がありましたよね。それじゃ、どういうふうに広げていけばいいのか、私もですね、ちょっと案を考えたんですよ。今日、出そうかと思いましたが、皆さんと話し合いながら皆さんの意見を今度、校長会のほうに伝えながら、広めていきたいと思っておりますので、これからもお願いいたします。

### ○委員

さっき、ほとんど申し上げましたので、一言付け加えるとすればですね、この権利条約というのはですね、国連までつながっているんです。私はそういう犯罪防止とか子どもが売られる、今でも売られる子どもがあるんですよ、世の中にいっぱい、外国ではあるんですね。そういうことにまでですね、権利条約というものは、つながっておるわけです。そういうことですね、皆さんのお話を聞いててね、ものすごくたくましいというか、私が小中学校の頃はこうだったろうかと、皆さんの目がきらきら光ってですね、こういうことに参加されたことを、必ず皆さん異口同音に感謝しますということですね、素晴らしい思いを持っておられると思います。どうぞ、一緒になってもっともっとこれを浸透させてまいりたいと思います。以上です。

### ○会長

私のほうからも一言だけ。市長さんおっしゃったように、県内では初めての条例です。全国でもですね、同じレベルでの子どもの権利条例というものは、おそらく30例目じゃないかなと、私、資料見てきました。東北地方でも3つ目です。遠野市というところと、石巻に次ぐ3つ目です。誰かが言っていたように、県内でもですね、青森市に次いでどんどん増えていく

ということを期待していこうと思っております。本当、昨年度1年間、皆さんごくろうさまでした。ありがとうございました。

それではですね、引き続き、意見交換しますが、市長さんから何か今の子ども・大人の委員の話を受けて、何かコメントありましたら。

○市長

もっと皆さんからの意見を聞きたいですね。

○会長

そうですか、引き続き、フリートーキングのほうを続けていきたいと思います。3時終了を予定していますが、まだ、時間あります。子どもの皆さん、マイクを持って回りますので、さっき、自己紹介でほとんど終わってしまったようなところがありますので、さらにこういうところという意見とか希望とかありましたら、遠慮なく出してください。

○子ども委員

さっきも言ったんですけども、最近、ゴミが多いなあと思うところが、普段僕が通う通学路なので、通学路にゴミが多いと学校に行く、何か心が荒れるような感じで、それでまた、問題が起こるんじゃないかなと思うので、子どもの権利条例を作っていく過程で、子どもも地域社会に関わることができれば、権利とかそういうものを意識できると思うので、そういった活動を増やして行ってほしいなと思います。

○会長

はいありがとう。子どもの権利とどう関わるかということで考えると、今のような意見を例えば提案していくことも権利、ということですよ。今までは、どちらかと言えばこう、子どもには関係がないや、と思っているかもわかりませんが、ポジティブに、どんどんどんどんそれを提案するとか、意見を出すとかということをしていいと言う事ですね。そういうルートができればいい、ということでしょうね、ゴミに限らずですけどもね。ほかにないでしょうか。

○子ども委員

私は学校で生徒会活動をさせていただいているんですけども、生徒会の先生とこの前ケンカをしまして、その先生とのケンカの内容というのは、私はもっとレベルの高いものをこのメンバーならできると信用してそれをやらせようと指示を出したんですけども、先生のほうから何もやってもいないのに、レベルの低いものを作ろうと言われて、それで衝突してしまって、私は本当に生徒会のメンバーを信用してこれならできるからやろうと言っているのに、やってもないことを正面から、それは絶対にできないみたいなことを言われて、それで、やってもいないのに何でそうやって決め付けるんですか、みたいなことで、そしたら先生のほうから、先生ができないと言っているんだからできないんだみたいなことを言われて、本当に腹が立ってしまったので、先生を教室から追い出して、結局、レベルの高いものを時間内に終わらせたんですけども、先生とそういう対立があったので、子どもだからできないとか、まだ経験が浅いからできないとか、失敗がこわくて何もやらせないとか、そういうことは私は間違っているとは言いませんけど、やっぱり失敗することも経験ですし、それをやってみてできないことを知ることも経験なので、先生とか、特に身近な大人には、挑戦というものをきちんとさせてもらえる機会が増えればいいなと思いました。

○会長

ありがとうございます。何かこう似たような別の体験があればほかのところから。はい、どうぞ。

○子ども委員

似たようなというか、ちょっと関連しているんですけど、私が通っていた中学校は、私が2年生のときに学校全体が荒れたことがあって、当初から行っていた地域清掃という活動があったんですけど、それが生徒全員でちゃんと参加して行って、地域の皆さんと一緒に清掃していくという活動だったんですけど、それをやるのは毎年続けていたので、その時期にやった清掃で、地域の皆さんから「中学校、もうちょっとちゃんとして。」とかそういう意見をいただきまして、3年生になったときに、受験を控えていたせいか、みんな落ち着いてちゃんとやって、それで、中学校の文化祭をやったときに、来校してくださった地域の皆さんから変わったということを知って、でもその変わったというのは、生徒だけがやったんじゃないで、回りの先生だったり地域の人の意見を聞いて変えていこうと思って変えたので、子どもの権利条約にしる、そのような活動にしる、子どもだけでは何もできない、きちんと大人の意見も聞いていかないといけないと思うんだけど、大人がその可能性を信じなかったら、子どもはやっぱりできないんじゃないかっていう気持ちになってしまうので、さきほどのこともあったんですけど、子どもと大人が一緒になって変えていくという意識、行動していくという思いをもって、この条例を広めて行ってほしいなと思います。

○会長

ありがとうございます。ほかにつながってこう、関連した意見とかありましたら。

○子ども委員

僕は、この条例とか宣言文などで権利などを言っているんですけど、権利だけじゃなくて子どもや大人にある義務もちゃんと広めていっていかなくちゃいけないと思います。それには理由があって、僕の出身校も、ちょっと荒れているんですけど、よくない人たちが自分の権利だけ主張して、義務を果たしていないことが何回もあったので、それは強く感じました。なので、義務もきちんと広めていかないとだめだなと感じました。

○会長

はい、ありがとう。条例を読んでくれている皆さんにはわかると思いますが、みんなに権利があるということは、他人の権利を尊重しなければならないということですよ。そこは書かれていますとおりです。自分だけが権利があるんじゃないということですね。それから、前段の出ていたところは、大人と子どもはパートナーだという、そういう考え方がキモにあるのがこの条例だということですよ。とても大事なポイントを指摘してくれたんじゃないかなと思います。もう1人、2人ほどいいですが。

○子ども委員

道路の穴ぼこのことなんですけど、そこだけ直して、そこだけ高くなってぼこっとなので、回りにきちんと馴染ませる感じで直してほしいです。

○会長

春先でね、除雪の影響かな。そういう意見も子どもの安全安心に絡んでくると思います。はい、ありがとうございます。ほかにもっともっとどうぞ。

○子ども委員

道路に関係のあることなんですけど、家の前に雪を投げるところがあるんですけど、それが流れなかったりして、家の前とかに除雪のあとで雪の山があったりして、学校の前とか通学路のほうにもあって、よく低学年とかが転んだりして、自分もほぼ毎日転んだりしていたので、そこをちょっと直してほしいなと思いました。

○会長

そうですね、今年の冬は大変でした。通学路が確保されていない日もあったかもしれませんね。ほかにありますか。

○子ども委員

学校の授業の話になるんですけども、子どもの権利というのが国連で、という話が公民の中で初めて出てくるんですけど、公民を習うのが中学校3年生、そこで初めて出てくるのも太字じゃない、ただの一行で終わってしまうというのがあって、中学校3年生の時点で私は子どもの権利条約というものを知っていたので、高校になったら、もうちょっときちんと載っているのかなと期待していたんですけども、高校1年生の現代社会でも見事にスルーされてしまった部分ではあるので、もうちょっと、権利の反対は義務と言われているんですが、国民の3大義務とかって習ったかたはわかると思うんですけども、そういうのは太字で書かれているのに、権利のほう全然強調されていないことに注目して、もうちょっと権利のほうも大切にしてほしいなという思いがあります。

○会長

ありがとうございます。学校の教科書や授業の話でしたね。そろそろ時間ですね。はいどうぞ。

○子ども委員

うちの学校の先生が、生徒によってあからさまに態度を変えていたりして、それをちょっとみんな嫌がっているの、そこを何とかしてほしいと思います。

○会長

確か、子ども宣言文を作ったときにも、条約の2条かな、皆さん考えたときに差別をしないでほしいということを書いてましたね。

まだまだ時間があればね、もっともっと出てきそうな感じですが、これから、入れ替わりはありますが、子ども会議になってからも積極的に参加して発言していただければと思います。最後に市長さんから感想をいただければと思います。それではよろしくお願いします。

○市長

本当にありがとうございました。最近よく聞かれるんですね、市長になって何がうれしかったですか？って。何が1番苦しかったですか？って。いろんなことを話してきましたが、市長になって良かったのは、今日、本当にしみじみと感じています。それは、子どもの権利条例

は、私の選挙の4年前のマニフェストで掲げました。それを制定しようと。もちろんこれは私が作れるわけではないので、それが皆さんの力で、そして皆さんの言葉で素晴らしい条例を作っていただきました。さきほどいろいろな話をしていただきました。条例を作るということをマニフェストに掲げなければ、多分皆さんからさきほどのお話を聞くことができなかつたと思います。本当に私自身、市長になってよかったなど、そしてマニフェストに子どもの権利条例を掲げてよかったなど、改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

話は変わるんですが、わたしたちのねぶたというものを26歳の頃から、子どもたちと一緒にやってまして、何年目でしたかね、お金がなかなか続かなくてですね、大人ばかりで毎日打ち合わせをしていて、大人も子どもも一緒にいますから、「金が集まらないなあ。」と、「じゃ、今度、お金を集めにいこうか。」という話を大人ばかりでしてました。しばらくしたら、警察から私の職場に電話がきまして、「鹿内さん、ちょっと警察にきてくれ。」と。「警察の少年課です。ねぶたのことです。」と。何で少年課に呼び出しくらうのかなあと、警察に行ったら写真を見せていただきました。見覚えのある子どもたちが、車が信号で止まるとですね、そこに行って、わたしたちのねぶたの募金箱を持って行って、寄付くださいとやっていたんですね。これは交通法上よくないんですね。それは警察が撮った写真ではなくて、新聞社のかたが撮ったんですね。そこだけじゃなくて、新町に行って募金箱持って行って寄付やったり。普段は大人がやっていたことなんです。子どもにはやらせていなかったんです。もちろん誘ってもしない。そして子どもが、大人が困っているのを見て勝手にやったんですね。私はその責任者でしたが、何も報告もしない、相談もしないでやったんですね。それは本当に涙が出てきました。逆に、何でこんな写真を撮るんだろうと思いました。まあ、それを教えてもらったんで良かったんですが、学校の先生のほうにも謝りにいきまして、お父さんお母さんのところにも謝りに行きました。そして、言われたのは、うちの子、そういう危険なことやってというのは交通安全上よくないけども、良いことやってるから、ほめてやってくれと、叱るなど、決して叱ってはいません。我々大人のやっていることを、子どもたちはちゃんと見ているんだなど。これはいいことだなど。ある面では子どもたちに教わったような気がします。30年以上前の話ですが、そういう経験をしたことがありまして、さきほどの話を聞いて、昔の彼らのことを思い出しました。そういう面では、これから小学生、中学生、高校生、りんごを作るかた、津軽塗りをやるかた、いろんなそれぞれの分野で一層またがんばっていただきたい、そして、1番最初に戻りますが、子どもの権利条例を立派に育ててください。以上です。今日は本当にありがとうございました。

- ありがとうございます。3時をまわってしまいました。このあと記念撮影がありますので、名残惜しいんですが、合同会議を終了させていただきたいと思います。皆さん本日はありがとうございました。